

## 質疑・回答書

告示番号		件 名	(仮称)北枝、(仮称)南部コラボセンター建設工事に伴う家屋事前調査委託(第2工区)
No	質疑事項	回 答	
1	<p>家屋調査業務委託標準仕様書の2章 調査 2-1.一般事項、調査区域内にある家屋の亀裂の状態や傾斜の程度を工事前に写真撮影やスケッチで調査し、工事後調査との比較から、損傷部分の変化を調べる。とありますが、本業務も事前・事後調査と考えてよろしいですか。又、設計書に事前調査分・事後調査分として、それぞれ計上されていると考えてよろしいですか。</p>	<p>本業務は家屋事前調査のみです。家屋調査業務委託標準仕様書に記載の家屋事後調査は別途発注となっております。</p>	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076  
 FAX 06-6858-7225  
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp